

2021年 11月 24日

オハラ樹脂工業株式会社
代表取締役 尾 原 慶 則 殿

JMITU愛知地方本部
執行委員長 北 村 淳
(押印略)

JMITU愛知支部
執行委員長 平 田 英 友
(押印略)

同 オハラ樹脂工業分会
分会 長 朝 倉 健 次



賃金引上げに関する要求書（6）

貴社本年11月16日付「『賃金引上げに関する要求書（5）』につきまして」と題する書面を頂きました。以下の通り断固抗議すると共に速やかな団体交渉開催を強く求めます。

記

- 1 貴社は上記書面の中で、当労組要求の3項目について、労働条件対等決定の原則を一顧だにしない 極めて不誠実な拒否回答を示されました。

以下、上記書面につき個別にその不当性を指摘し、当労組の要求について誠実にご回答並びに対応下さるよう求めるとともに、改めてご回答と速やかな団体交渉開催を求めるものであります。

- 2 上記書面「1」について

「賃金引き上げの予定はありません」などという文言が、当労組の要求に対する回答とは到底言えるものではありません。

当労組結成以来既に2年になろうとしていますが、貴社は、賃金引き上げ要求について誠実に向き合おうとなさっておりません。貴社が賃金引き上げを「予定」されないからこそ、当労組は重ねて上記要求を強く求めているのであって、貴社ご回答は「木で鼻を括ったような回答」であり、重ねて誠実なご回答を要求致します。

- 3 上記書面「2」について

貴社ご回答は「要求にはお応えできません」という、労基法及び労組法が求める労働者の切実な要求に真面目に向き合おうとしない、不誠実極まりないふざけた回答と言わなければならない、前項に申し上げた通りであります。重ねて誠実なご回答を求めます。

4 上記書面「3」について

当労組は、「就業規則、『会社賃金規程【第4章 昇給】・【第1条】昇給は毎年1回、4月21日より行う。』との定めを守って賃金の引上げを実施するまでの間は、当労組組合員や従業員に対して貴社就業規則の懲戒条項を一切適用されないよう重ねて要求致します。」と求めました。

重ねて申し上げるまでもないと思いますが、余りにもとぼけた貴社ご回答ですので念のため要求の趣旨を申し上げます。上記就業規則は貴社が一方的に定めたものであり、その就業規則を自ら踏みにじるのであれば就業規則の意味を成さず、そんな就業規則の従業員にとって不利な部分だけを振りかざすことはお止め下さいという、道理を求めているのであります。

この様な理に叶った当労組の要求に対し貴社は、「3同書面3につきましては、『懲戒条項適用を一切適用しない』とのご要求については、受け入れ致しかねます。」と回答されました。「受け入れ致しかねます」という前に、先ず、就業規則を守るという真摯且つ誠実な対応が求められるのではないのでしょうか？。

5 2019年12月に当労組結成以来、要求書等で幾度に亘り、賃金引上げを求めてきましたが、貴社は全てを踏みにじり、貴社自らが定めた「就業規則」を恥も外聞もなく、5年間も破り続けており、本末転倒と言わなければなりません。

このような不誠実回答では、社内の士気も下がり続け、活気も希望も無くなり、将来に不安を抱く従業員の退職に歯止めが効かなくなる可能性がある極めて深刻な事態と言わなければなりません。

また、既に申し上げているように、貴社による就業規則違反に留まらず、労基法違反、労組法違反、派遣法違反を放置し続け、社内では、懲戒権の濫用、就業規則に定めのない処分の強行、人権を無視した警察官まがいの「取り調べ」行為、ISO9001を無視した生産活動など、安全衛生面を含めた労働条件悪化は、予断を許さない深刻な事態となっており、堪り兼ねた組合員からの尾原社長に対する抗議文は、止まることなく当労組に寄せられ、抗議の声は頂点に達しています。

もしこのまま、尾原社長が改心されなければ、企業のトップとしてその進退を問わなければならない由々しき事態であると考えています。今後の円滑な業務運営継続の為に、今一度、賃金引上げは必須課題の一つとの認識をされ、組合員を含む従業員の切実な声に耳を傾けられることを強く要求致します。

6 本件に於ける団体交渉開催について以下の通り要求致します。

第一希望日：２０２１年１２月１４日（火）

第二希望日：２０２１年１２月１５日（水）

第三希望日：２０２１年１２月１６日（木）

開催場所：オハラ樹脂工業 本社３階食堂

開始時間：１８時３０分より

参加人数：出席希望する当労組組合員

議題内容

賃金引き上げについて

尚、貴社が合理的理由を示せない場合には、上記開催条件にて開催されるよう強く求めます。

以 上